

平成18年 9月22日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係 長 松尾和久
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	勝	行
福	祉	保	健	部	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	所	代	裕	志
北	方	支	所	末	次	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	務	長
総	務	課	長	古	賀	甚
財	政	課	長	森		雅
企	画	課	長	宮	下	正
選	挙	管	理	委	員	会
事	務	局	長	古	川	正
監	査	委	員	事	務	局
長				山	下	眞
農	業	委	員	会	事	務
局				森	山	義
長						秀

議 事 日 程 第 6 号

9月22日(金)10時開議

日程第1	第78号議案	武雄市表彰条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第2	第79号議案	武雄市市民栄誉賞条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第3	第80号議案	武雄市国民保護協議会条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第4	第81号議案	武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第5	第82号議案	武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第6	第83号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第7	第84号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第8	第85号議案	武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第9	第86号議案	武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第10	第87号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第11	第88号議案	武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
日程第12	第89号議案	武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第13	第90号議案	市道路線の廃止について(質疑・建設常任委員会付託)
日程第14	第91号議案	市道路線の認定について(質疑・建設常任委員会付託)
日程第15	第92号議案	市道路線の一部変更について(質疑・建設常任委員会付託)
日程第16	第93号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第17	第94号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第18	第95号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)

日程第19	第96号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第20	第97号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第21	第98号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託）

開 議 10時11分

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第107号議案から第133号議案まで27件の議案と報告第10号を追加上程いたします。

日程に基づき議案審議を開始いたします。

日程第1．第78号議案 武雄市表彰条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第78号議案 武雄市表彰条例につきまして補足説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

本条例は、市政に功勞のあった者及び市民の模範となる善行のあった者を表彰し、地方自治の振興を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

第1条で目的を、第2条では表彰の種類を、市政功勞表彰並びに善行表彰と定め、第3条及び第4条で表彰の範囲をそれぞれ規定しております。

さらに第6条では、武雄市表彰は、表彰状または感謝状に記念品を添えて贈呈することとし、第7条で、表彰の期日は毎年文化の日に行うものとしたしております。

なお、表彰基準、欠格事項、具申方法及び審査会等につきましては、規則で定めることとしたしております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第78号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2 . 第79号議案 武雄市市民栄誉賞条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第79号議案 武雄市市民栄誉賞条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書3ページでございます。

本条例は、感動を与えるような輝かしい活躍をし、郷土の誇りとして広く市民に夢と希望を与える顕著な功績があった者に対し、その栄誉をたたえ顕彰するために条例を制定しようとするものです。

第1条で目的を定め、第2条では、市民栄誉賞は、表彰状及び記念品を贈呈し、授与は随時行うこととしています。

第3条では、受賞者の範囲を市民もしくは市内の団体または武雄市に縁故の深い者としており、第4条で選考委員会の設置を定めております。そして第5条で、市民栄誉賞は、選考委員会の意見を聞いて市長が決定することとしております。

なお、市民栄誉賞選考委員会の詳細につきましては、規則で定めることといたしております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第79号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 . 第80号議案 武雄市国民保護協議会条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第80号議案 武雄市国民保護協議会条例の補足説明を申し上げます。

議案書5ページでございます。

この条例は、平成16年6月に成立しました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、本市の国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

この条例で定める武雄市国民保護協議会は、国民保護法に基づく武雄市国民保護計画の策定に当たり市長の諮問機関となるもので、協議会の委員定数につきましては、第2条において30人以内といたしております。

また、第5条に定める協議会幹事につきましては、委員の属する機関の職員のうちから市

長が任命、または委嘱することといたしており、第6条では協議会の定めるところにより、部会を置くことができる旨の規定をいたしております。

附則第2項では、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、国民保護協議会委員等の報酬の額を日額5千円といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第80号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がっておりますので、通告順で質疑を許可します。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

通告制になったものの、関連してどんどん質疑を活発にしていただければ勉強になるかと思っておりますので、議長の指名で質疑をしたいと思っております。

第80号議案 武雄市国民保護協議会条例ですけれども、第81号議案とかかかわってきますけれども、第80号議案の第1条、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、したがって、この法律に基づいて来年3月までに地方自治体が協議会、あるいは条例を制定しなきゃならないという、いわば法定受託事務というんですか、自治事務ではないですね。そこら辺の関係を明確にしていきたいと思います。

普通、条例というのは目的が明確でなきゃいけませんね。そうすると、この保護のための措置、どういうことが中身として出てくるのかと。これは第81号議案の第6条、国民保護対策本部に関し必要な事項とありますね、これは本部長が定めると。これが参考資料でもなかなか見えてきません。それで、ぜひここを明確にしていきたいと思います。どういう措置が盛り込まれてくるのか。

もう一つは、来年の3月までに地方自治体が条例を定めなきゃならないという形になっておりますけれども、それに基づいて、県、そして各市町条例化してきよるわけですね。そうしたときにこの国民保護協議会、この政府の基本方針、どういう基本方針に基づいてこの協議会を制定しようとしているのかを明確にしていきたいと思います。

第81号議案に関しては先ほど言いましたように、第6条、国民保護対策本部に関し必要な事項、その必要な事項をあわせて答弁していただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

まず、法定事務と自治事務の違いでございますけれども、これは大河内議員の一般質問の中でも御説明をさせていただきましたけれども、災害等につきましては、本来、地方自治体

が行うものとして自治事務というふうに定めておりまして、今回の国民保護につきましては、国の指示、県の指示を受けながら市が行うというふうなことで、法定事務ということで位置づけをされているところでございます。

それから、措置でございますけれども、市町村長が行う措置といたしましては、住民の避難に関する措置、それから避難住民等の救援に関する措置、3番目に武力攻撃災害への対処に関する措置、それから国民生活の安定に関する措置、武力攻撃災害の復旧に関する措置というものが掲げられているところでございます。

基本方針につきましては、国の武力攻撃事態等に対処して国民を保護するという基本的な姿勢に基づいて、今回協議会を設置するものでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

全国的にもそうだと思うんですけども、いわゆる地方自治体の条例に基づいて進めていく上で、武力攻撃事態という言葉そのものが条例に入ってくるのは初めてですよ。初めてですよ、そういった意味ではですね。私が聞いたかったのはその措置の中身なんですけれども、武力攻撃事態に備えて国民を保護するためだと。どういう事態が考えられているのかと。当然、国の指示、県の指示で行わなきゃならないと、法定受託事務だからということですよ。どういう指示が来ているのかと、措置の中身が聞きたいわけですよ。国民を保護する、災害のときには災害防止法があるわけでしょう。災害に関する本部もありますよね。武力攻撃に関する事態において国民を保護すると。じゃあ、具体的に市町村として何をせにゃいかんのかと。

ですから、私は第81号議案ともかかわってね、本部長がそれは決める。何を決めようとしているのか、あるいは国が指示する武力攻撃事態のときに対応して国民を保護する。どういう事態に対応しようとしているのかと、そこを聞いているわけですけども、国、県からの指示はどういうふうにあったんですか。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、武力攻撃事態等ということでございますけれども、これにつきましては、地上部隊が上陸する攻撃、2番目にゲリラ特殊部隊による攻撃、3番目に弾道ミサイルによる攻撃、四つ目に航空機による攻撃と、この四つを想定されているところでございます。

なお、国、県の指示等につきましては、措置でございますけれども、まず、国の方から県の方に避難等の指示等が行きます。それを受けまして、県の方からは市に対しまして避難の

指示、緊急通報の指示、防御措置の指示等を受けて、市町村は先ほど言いましたような対応を図るということになります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、部長の答弁でその措置の中身が見えてきましたけれども、これが国会で論議される過程の中で、政府の基本方針は何を想定しているのか。今、部長が言われた着上陸攻撃、それから航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特殊部隊によるテロも含む攻撃、四つのことを想定しているんだと、基本的な見解としては、政府見解ですよ。政府見解でいいですよ、1と2というのは着上陸攻撃、これは日米安保での関係でそうえるんですよ。航空攻撃、これも日米安保条約にありますので、共同作戦の範囲内でしょう。そうすると想定されないと、ほとんど現実的には。現実的には想定されません、これが正式な政府見解です。しかし、それでもそういう措置に備えて地方自治体に条例を制定させようとしている。弾道ミサイル攻撃についても、あるいはゲリラ特殊部隊による攻撃にしても、現実性には大いに疑問を持っている。実際に武力攻撃事態法を通しといて、いざ何をどう具体的に措置をしていこうかとしたときには想定されないこと。そして、現実には想定されない、あるいは現実性には疑問を持っていると、対処するにはね。そこまでしたら大変なことですよ、ある意味ではね。そうさせないように国連の機構もあるわけですから、あるいは北朝鮮に関しても6カ国協議がちゃんとあるわけですからね。そのこの平和のためにきちんと話し合いで決めていく。その話し合いをきちんと進めていくことでこういう事態が起こらんようにしていくというのが、あるいは国際ルールでしょう。

ですから、そういうことを考えますとね、これは東京のある、どこやったか、国立市やったかな、その市長さんは考えられないと、こういうことは。しかし、国が条例制定せろというからね、というように悩みを持っておられるんですよ。武雄の市長が悩みを持っているかどうかわかりませんが、そこら辺はきちんとしておいていただきたいと。

そうすると、第81号議案の第6条に関しては、本部長が何を定めようとしているのかというのはこれからのことですか、既に準備されていることなんですか。もう一度、そういう政府自身が想定されないこともあえてその措置の中身に入れてしまう。ここらをどう考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

武力攻撃事態、これはあってはならんものだというふうに認識をしています。そうならないために、先ほど議員と同じように国際連合を初めとしているんな努力をしなければいけな

い。日本もその一翼を担わなければいけないという共通認識は一緒だというふうに思っています。

しかし、どうでしょうか。だれがあのだの9・11を想定して、だれが北朝鮮のテポドン発射を想定できたでしょうか。そういう事態の可能性がないということはだれが断言できるのでしょうか。そういう事態があるんだと、あるかもしれないということで、そういう法整備、あるいは条例整備をするのが行政、あるいは政治としての国民を保護する観点から私は必要であるというふうに認識をしております。

その上で本部長の役割でありますけれども、これは既に部長が答弁しておりますとおり、国、県、市町村という指示命令系統があります。その中で個別具体的なことは計画の中で今後詰めていく。いろんな対応があるわけですね。テロであったり、着弾であったり、それはそれに応じて個々に臨機に应变していく。その基本的な方針、姿勢は今後詰めていくということになるかと思えます。

議長（杉原豊喜君）

次、5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

この中身の件につきまして、今、22番議員も質問ありましたけれども、第1条の中の「第40条第8項の規定に基づき」というのがありますけれども、国民保護法の第39条には設置のことが書いてあります。その中で第2項に、「市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる」ということで、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること、二つ目には、前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べることという項目があります。ここでいう組織の運営に関して、この第39条に基づいて第40条は設置されていますけれども、この重要事項を審議するとか、意見を述べることという項がありますので、これについて、まず一つ伺いたいし、もう一つは、第2条の「協議会の委員の定数は、30人以内とする」とあります。後ほど93号議案の予算の項でももう少し中身を聞きますけれども、30人以内としながら、実は予算、今回出た分には195千円出ているわけですね。単純に5千円、先ほど提案に出ました附則の項に、旅費、費用弁償で5千円が出ていますけれども、5千円を、195千円であれば39になるんですよ。そういう意味で予算の項もありますけれども、30人以内としている第2条の関係と、さっき言いました93号議案の予算の項では、率直に言って39名で掲げているので、質問通告したのは39という数をどうふうに内訳を示されているのかという部分をあわせて質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

措置に関する重要事項と申しますのは、先ほど言いました想定されている四つの事態、それに関連する市町村長の措置、そういったもろもろについて国民の保護に関して重要だと思われる分については協議をしていただく。特にこの協議会につきましては、計画をつくるための諮問機関ということで市長が諮問をするということになっておりますので、その諮問された中でこういった重要事項について議論をいただくということになります。また、それとあわせて市長へ意見を述べるができるということで、いろんな措置等についても意見を述べるができるということで規定をしているところでございます。

それから、30人以内ということと93号議案の違いでございますけれども、まず、この委員の定数に関しましては30人以内となっておりますけれども、国民保護の協議会委員につきましては、国民保護法第40条に規定されております。それによりますと、第1号委員として指定地方行政機関の職員、本市では、国土交通省武雄河川事務所及び佐賀国道事務所武雄維持出張所の所長をいいます。それから、第2号委員として自衛隊に所属する者、第3号委員として都道府県の職員、第4号委員として助役、本市では副市長をいいます。第5号委員として教育長及び消防長、またはその指名する消防吏員、第6号委員として市の職員、第7号委員として指定公共機関、または指定地方公共機関の役員または職員、第8号委員として国民保護に関する知識または経験を有する者、以上でございますけれども、この中から委員を任命することになるわけでございますけれども、国民保護のための措置に関しましては、武力攻撃事態や緊急対処事態などといった専門的な要素が含まれておりますので、関連する機関が多いことから、できるだけ多くの専門機関の方々の意見を反映する必要があるということで、まず、30人以内と決定をしております。この報酬の分は今回195千円、これは、委員は市の職員も含めての30名でございます、民間からのお願いする部分として、委員として10名、幹事として3名を現在想定しております。そういったことで、この協議会の開催を年3回と今想定をしております、5千円の13名の3回ということで195千円を計上しているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

重要事項について、私から補足をさせていただきます。

関連的には先ほど総務部長が申し上げたとおりでありますけれども、一つ考えられるのは、どこかの国から、例えばミサイルが発射された。それが三つの県ぐらいにまたがってあったときに、そのおのおのの県は、それは全部重要事項になるわけですね。それを当該県知事、あるいは当該市町村長がみんな重要だと思うわけですね。それを国に申し述べるができる、これが重要事項の中身の一つではないかというふうに私は思っています。どこも重要事項と思ったときに、最後にそれを優先的な判断をするのは国だということで、そういった

機会が法律の上で担保されているものだというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、重要事項等の説明もありましたけれども、先ほど総務部長の説明の中で、実は30名の中になおかつ13名というのが出ました。一方、国民保護法第40条第8項には、「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」ということで、執行部の資料には(8)項に8名ですね。8名、実はこの各団体の名前を書かれています。先ほど、それとあわせて専門委員ということでありましたけれども、この資料の備考欄には、専門委員としては武雄市民病院と武雄市水道部が上がっているわけですね。その中で、今、13名の方々にお金を支払われると言われますけれども、この委員のあとの方につきましては、もし出席された場合はあくまでも各公職、いわゆる公的な職についているのでということでありまして、数を見た場合にはこの上の7名の方を2名足しても10名なんですよね。九州電力株式会社武雄営業所、NTT西日本佐賀支店の方、書いてあるわけですね、委員として。こちら付近で13名なり10名とかの整合性を含めて、第40条第8項でいう、知識または経験を有する者ということにつきまして、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

この13名の内訳でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、九州電力株式会社武雄営業所長、NTT西日本佐賀支店長、それに有識者として考えておりますのが、武雄市医師会長、武雄市消防団長、武雄市区長会長、武雄市社会福祉協議会長、武雄商工会議所会頭、武雄市婦人連絡協議会長、武雄市観光協会会長、株式会社ケーブルワン代表取締役、幹事3名さんにつきましては、九州電力株式会社武雄営業所、NTT西日本佐賀支店、株式会社ケーブルワンの職員さんを想定しているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ちょっと1点だけお尋ねをしたいと、大変不勉強で申しわけないんですが、実はこの国民保護法を所管する中央官庁はどこになっているのかということですね。実際、実務的にこれをどういうふうに事業をする、事業といいますか、法律に基づけば当然事業がある 事業はと言っておかしいんですが、施策そのものがあると思っておりますが、その所管を教えてください。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

所管のお尋ねがありました。

一たん法案が閣議決定をされ、それが国会に提案されたときには、もうこれは政府全体の
内閣総理大臣の所管になるというのはすべての法律に対してそうなります。この場合は関係
省庁が多岐にわたって、取りまとめは内閣官房、そして、その指示を受けて財務省である
とか、あるいは副主管として内閣府、あるいは防衛庁等々が入る。これが今回の法律の主管、
副主管の関係であろうかと認識しております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点だけお尋ねします。

これは幹事という項目で、NTTとか、いろんな関係者の専門家ですかね、というふうな
説明等聞きましたけれども、専門委員のほかにそれを補佐する幹事というのはどういう意味
ですか、事務的な措置とか技術的なことですか。そういう点で、及び幹事という、幹事は結
局、その役割上はですよ、単なる連絡係とか、そこらについて横におって、いや、技術的な
ことについてはこうですよというアドバイスをするものであればね、専門委員なんか要らん
のじゃないかなという気がするわけですよ、その人を専門委員にしたらいいいわけですから。
それはどういうことか、それはそういう判断でしょうから、説明をもう一遍お願いします。

もう一つですね、ちょっと思うんですけれども、結局、市役所はどこかの課がそれをお世
話するとすれば、そこを担当する部局が出てくるわけですね、当然ね。そういう場合にです
よ、その人たちも幹事でなきゃいかん場合もあるけれども、市がするならば出向というです
か、その所管の部というか課というんですかね、対策室に、要するに何か配置転換をするよ
うな形でそういうのは幹事の役割も果たすのかどうか、これはどういうものかちょっとせ
っかくですから、この際お尋ねをしておきたいと思います。

それからもう一つは、いつも思うんですけど、費用弁償等をですよ、例えば、自立支援審
査会の委員と一緒に書いてありますけれども、これはもちろんお医者さんとか、そういうふ
うな専門的な方と思うんですけれども、危機管理の問題だって専門家だという気がするん
ですよ。第82号議案の中でも、私ちょっとお尋ねせんといかんわけですけども、なぜ給与の
体系が違うのかですね。給与というか、費用弁償等が違うのか、そういう問題等もですよ、
ちょっといずれ委員会で論議になるでしょうけれども、お尋ねしておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

第5条の幹事を置くということの質問かというふうに思います。まず、幹事につきましては、委員及び専門委員を補佐するために、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命し、または委嘱するものでございます。具体的には、計画策定においてより詳細な検討が行われるよう、所属機関等の長から担当職員を幹事に推薦していただくようになるかと思えます。本市といたしましては、国、県、市の職員22人ぐらいを想定しているところでございます。

それから、この配置転換等でございますけれども、これはもう通常の計画づくり、地域防災計画づくり等と同じでございます。配置転換等じゃなくて、その部署における者を幹事として指名をして行っている現状と同等でございます。

それから、報酬でございますけれども、これは非常勤特別職の日額を適用して支払いをするようにしております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4．第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書は7ページでございます。

この条例は、第80号議案と同様、国民保護法の規定に基づく本市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるもので、対策本部の設置やその所掌事務、組織、本部長の権限、本部の廃止等につきましては同法に定められており、その他の必要事項について条例で定めるものでございます。

第2条では、国民保護対策本部長の指揮命令系統とその役割、本部員の事務などについて定めております。

第4条につきましては、必要に応じて対策本部の下に部を設置できることとしており、具体的には民生対策部、医療対策部、建設対策部等を想定いたしております。

第5条の現地対策本部については、交通網が遮断し現地との情報連絡がとれない場合を想定し、対策本部の事務の一部を行う組織として設置するものであります。

なお、第2条から第6条までの規定は、本市国民保護対策本部について規定いたしており、本市緊急対処事態対策本部に関しましては第7条に準用規定を設けております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第81号議案に対する質疑を開始いたします。

本議案につきましても質疑の通告がっておりますので、通告順に質疑を許可します。

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

基本的に2点について質問いたします。

まず一つは、第1条にいう武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部という二つの部分がありますが、この対策本部をなぜ二つ設置する必要があるのかについて、まず一つ御質問いたします。というのは、県の資料では武力攻撃事態の種類とか、緊急対処事態とかいろいろありますけれども、ここでいう対策本部というのをあえて二つ設置する根拠です。

二つ目は、第3条（会議）の項で、第2項に本部長は、市の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるという項目がうたわれていますが、この市の職員以外の者を会議に出席させるということはどういうことを指すのかをお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

武雄市国民保護対策本部と武雄市緊急対処事態対策本部を二つなぜつくるのかということでございますけれども、先ほど言いましたように、基本的には武雄市国民保護対策本部について準用するというふうに第7条で定めているところでございます。

特に、緊急対処事態ということをもう少し詳細に説明していきますと、緊急対処事態とは、武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する迷惑な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいますということでございます。

事態例といたしましては、原子力事業所などの破壊、石油コンビナート、可燃ガス貯蔵施設などの破壊、危険物積載船などへの攻撃、大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破、ダートーボムなどの爆破、これは放射性物質等でございます。それから生物剤、化学剤の大量散布、航空機などによる自爆テロ、こういったことも想定されておりまして、国民保護対策本部とこれに準拠した緊急対策本部としては、こういった詳細なことも対応するというふうなことで二つの本部を設けるところでございます。

それから、必要な職員を置くというふうなことでございますけれども、今回作成いたします武雄市国民保護計画の中では、組織体制とか役割分担等について規定することといたして

おりまして、おおむね市の災害対策本部の構成と同様になるというふうを考えております。その中で、本部員につきましては各部の部長を本部員として任命するというふうを考えておりますけれども、必要に応じましてその本部員を補助する職員が必要となる場合が想定されます。そのため、市の職員のうちから本部付職員を配置できるよう規定しているものでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページでございます。

この議案は、一般職の職員の任期を定めた採用に関する事項等について定めるものです。

議案の内容ですが、第1条については趣旨を、第2条及び第3条は職員の任期を定めた採用について規定しており、第2条第1項は、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができるとするもので、同条第2項は、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる必要があり、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合等に、職員を選考により任期を定めて採用することができるとしています。

第3条第1項は、一定期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが能率的である場合、同条第2項は、正規職員を前項の業務に任用する場合に、前項の業務以外に期間を限って従事させる必要がある場合に、職員の任期を定めて採用することができるとするものです。

第4条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用について規定しており、第1項は短時間勤務職員を前条第1項の業務に従事させることが能率的である場合、第2項はサービス提供時間を延長する場合と短時間勤務職員に従事させることが能率的である場合に、任期を定めて採用することができる規定です。

第5条は、法で第3条または前条の規定により採用される職員の任期は3年を超えない範

内と定められていますが、特に3年を超える任期を定める必要がある場合として、条例で定める場合は5年を超えない範囲と規定されており、3年を超える場合の任期の特例について条例で定めるものです。

第6条は、任期の更新について定めており、法で定められた任期の範囲内でその任期を更新することができるとするものです。

第7条は、給与に関する特例で、第2条第1項の規定により採用された職員は同条第1項の給料表を適用し、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、給料月額に相当する金額を特定任期付職員業績手当として12月ごとの期末手当支給日に支給することができるとする規定です。

第8条第1項は給与条例の適用除外の規定で、第2条第1項の規定により採用された職員については、給料条例第3条、級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当の規定は適用されないものとするもので、同条第2項は、給与条例の読みかえ規定及び期末手当の額を6月期100分の160、12月期100分の175とするものです。

第9条は、第4条の規定により採用された短時間勤務職員に対する給与条例の読みかえ規定、第10条第1項は、企業職員についても一般職員と同じく、第2条第1項の規定により採用された職員については、管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当を支給しないとするもので、同条第2項は企業職員給与条例の読みかえ規定、同条第3項は、第2条第1項の規定により採用された職員に業績手当を支給することができるとする規定です。

第11条及び第12条は、第4条の規定により採用された短時間勤務職員に対する企業職員の給与条例、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の読みかえ規定です。

第13条は委任事項です。

この条例の施行期日につきましては、附則第1項で公布の日からといたしております。

附則第2項については、武雄市職員の退職手当に関する条例の一部改正を行っていますが、本条例第4条で規定する短時間勤務職員については、退職手当を支給しないものとするものです。

以上で第82号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第82号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

第82号議案について、二、三点お尋ねをいたしたいと思います。

この期限付職員、任期の期限がついている職員の採用は、本当に行政のために有用な人材を登用する、あるいは今までのように時間的に試験をしたり、あるいはそういうものじゃな

くて、経験と知識を有する人たちを採用することによって武雄市に活力とか、そういうですね、その点では非常に素晴らしいことだと思うし、これはいいことだと思います。

ただ、討論じゃございませんので、問題点が二、三点ありますので、ちょっとお尋ねしておきたいと思いますが、この中で第2条に「高度の専門的な知識経験」と書いてありますが、知識と経験とは少々違う点がありますので、知識と経験というのは文字上ですね、少し点をつけるとかなんとかという方法が必要じゃないかなという気がいたしております。しかし、選考する場合にそういう点は十分考慮されると思いますけれども、選考の仕方に本当により高度な素晴らしい経験と、将来この行政の役立つということの選考の基準等の設け方に、やっぱりそこに情実があってみたり、あるいはまた、本当に専門的に価値がある人かどうかの問題の判断というものいろいろあると思いますので、そういう点については選考の基準等がある程度明確にしておく必要があるんじゃないかという気がします。ただ、それをしたために本当に画一的になってしまって、本当の人材を逃がしてしまうということもあるかわかりませんので、非常に難しいですけれども、どういうふうな基準でされるか、そういう点だけは説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つは、いわゆる短時間に勤務するという問題がございますけれども、本当により高度な専門的な知識とか、そういうものを持っている人は、市役所にいる時間が1時間であっても家の中で5時間も6時間も考えたり、物を書いたり考えたり調査をしたりするわけですよ。だから、ただ座っているだけで1時間たったから給料を払うとかというような感覚であって、おるのは5分でも10分であってでもいいから、とにかく本当に役立つような知識、経験を実務上に生かしてもらおうのであれば、あえて時間に、そういうふうな表現も適切かどうかわかりませんが、それにこだわる必要はないような気が私はいたします。本当にですね。

それから、もう一つは賞与等の問題がございますけれども、よく企業がノーベル賞をとった人に給料をきちんとやりましょう。何というですか、それに対する見返りといいますか、報酬といいますか、評価をすることは給与上しなかったということで随分もめたこともございますね。本当に武雄市の行政の中でノーベル賞をもらうような形のものは業務上あるかどうかわかりませんが、非常に高度な素晴らしい貢献をした人に対しては、何か給与法で少し調整したような感覚じゃなくて、思い切って議会にかけていただいたら、大胆なそういう評価をすとか、感謝をする形を示すということも必要じゃないかという気がいたしました。

今から審議がされると思いますけれども、そういったようなものを含めて、この運営上の問題もございましょうけれども、この条例そのものは、やはり今から本当に活力ある市をつくっていくためには必要な、しかも大事な条例だという気がいたします。ですから、特に慎重な運営等をお願いしたいと思いますが、今申し上げました3点について、要するに知識、

経験という物の考え方、あるいは選考の方法等についてはどういうふうを考えていらっしゃるか、説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

任期付職員の採用の考え方については、まず、選考の基準は今のところ、こう考えています。一つは、その求めようとする者の資格であります。資格を有しているかどうか、そして過去の民間企業等における実績を見ます。その上で、これは我々が十分審査しなければいけませんけれども、武雄のことをきちんと知って、今後どうしていくかといったことをきちんと把握の上、きちんと表現できるか、知っているか、そういったことを含めて採ろうというふうに思っています。もとより谷口議員がおっしゃったように、余り基準ばつくっぎんたです、それだけでも毛嫌いされる危険性がありますので、そこはちょっと言い方が悪いかもしれませんが、柔軟にちょっと見ていこうというふうに思っております。

それと、報酬の件であります。これは全く同感であります。後で短時間の話は部長に答えてもらいますけれども、基本的にやっぱり頑張ったら頑張った分だけの報酬というものはあるべきものだと思います。今のところ、2点考えております。一つは、この条例の中にもありますけれども、1号から7号までありますので、それを上げていくといった方、かなり額の違うとですね。それと、もう1点が先ほどおっしゃったように、これは条例が必要になります。本当にノーベル賞級のがあれば、それはきちんと議会に我々の意思をお諮りしたいというふうに思っております。全く考え方は一緒であります。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

短時間勤務の職員でございますけれども、これにつきましては、一定期間内に業務終了が見込まれる場合、それから、一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合等に採用をしたい。これはあくまでも一般職員と同じような採用でございますので、時間的には職員と同様、拘束をされるということになります。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私も、この新たな採用方法というのは以前からもですね、公務員試験に上がった人じゃなくても能力のある人はたくさんいるから、もっと低い金額でも同等の働きをされる方はたくさんおられるんじゃないかなと実は常々思って、そういう部分で改革されるのはいいことだと思っております。

ちょっと疑問というですかね、ちょっと心配するのが、給料が月額みたいになっておりまして、多分、任期を決めるときは3月31日までとか決められると思うんですけども、向こうの都合で、例えば、2日ぐらいにやめられたと。しかし、1カ月分払わんばいかんと。そいぎ住民からすっきおかしかの、おかしかのというふうなことも全然ないとは限りませんので、途中でやめられても月額は月額になるのか、日給月給制みたいになるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

もう1点は、大きく成果を上げられるということありますけれども、意外とやってみればそう簡単に成果が上がらんということもあると思うんですよ、見込み違いというですかね。だから、それがいかんということじゃなくて、チャレンジしてそういうのを雇うのはいいんですけれども、3年間期限を決めているからですよ、ちょっとあの人は思った以上に成果が上がらんというけれども、3年間は雇っとかんとですね、そこまで長い目で見て雇っとかんといかんのか、ある時点で、もうこの人はこれについては時代も変わって能力がちょっとかみ合わんときには途中でやめさせることができるのか、それが2点ですね。

3点目は短時間職員の件ですけれども、短時間職員というのは正規の時間の5時15分までしか働かせられないと。そういう人がちょっと残業とかなったときにどういうふうになるのかな、時間で帰らせんといかんとかなと、そういうことについてちょっとはっきりわかりませんので、お伺いしたいと思います。

4点目として、先ほど谷口議員の方から、家にいても仕事になっているというふうな、私もそういうふうなことを思っていたんですけども、多分、事前にレクチャーを受けたときには普通の職員の形で働いてもらうような形を言われたんですけども、その辺は谷口議員が言われるように、出勤はしなくても家にいても仕事をしていけばいいのか、その4点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

最初の基本的な考え方だけ、私から申し上げたいと思います。

まず、先ほど谷口議員の質問にありましたけれども、ずっと机に拘束されるというわけではなくて、いろんなネットワークを使って、市内あるいは県外に飛び立っていただくということを期待はしております。その中で、家にいるということは、ちょっとこれはさすがにですね、公務員ですので、ちょっと誤解を呼ぶ可能性があるのかなというふうに思って、今回の短時間勤務制を当てはめたところでありまして。もとより、机にずっと縛っておくということとは全く考えておりません。

済みません、その上で宮本議員の質問に移りたいと思います。

まず、月割りではなくて、これは日割りで考えたいと思います。したがって、2日にやめ

たときは1日と2日分を割って、その額をお支払いしようというふうに思っております。

成果が上がらない、あるいは3年間の件なんですけど、私は3年間というのは短かかと思えます。これは結構大きな仕事になった場合は、私はむしろ本当は5年間と思うとったわけですね。それぐらいやっぱり時間がかかると思います。そういった意味で、我々市長、あるいは議員という4年間というのも多分そういった意味もあると思えます。そういった意味で、3年間というのはちょっと短いかなというふうに思っていますので、そのとき合わないというふうに思われたときは、またそれは要相談だというふうに思っております。

以上、基本的な考え方だけ私の方から述べさせていただきました。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

1点だけ私の方から、残業の場合はどうするのかということでございますけれども、基本的には短時間ということで採用いたしますので、その間に仕事を終了させていただくというのが原則でございますけれども、これはどうしても仕事の都合でございますので、残業が生じるということは考えられることかというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6．第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案集の14ページでございます。議案参考資料、対照条文は2ページでございます。

今回お願いいたしております武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、医療制度改革関連法案の一つとして、健康保険法等の一部を改正する法律が本年6月21日をもって法律第83号として公布となり、それに伴い10月1日から施行されるものにつきまして改正させていただくものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

第5条の改正でございますが、70歳以上の高齢者が療養の給付を受ける場合の一部負担金について、一定の所得がある方の負担割合を現行の2割から3割に引き上げることに伴う条文の改正でございます。第1項第1号及び第4号を改正いたしておるところでございます。

次に、第6条の改正でございます。これにつきましても医療制度改革関連法案の中の少子

化対策の一環として改正がなされておりまして、それに伴う条文の改正でございます。

次に、附則でございます。

施行期日を平成18年10月1日と定めております。

第2項は、一部負担金及び出産育児一時金の経過措置を設けております。

なお、お手元の方に武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例改正参考資料として、区分判定の方法について資料を差し上げております。御参照いただきたいと思います。

以上で、第83号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第83号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第84号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

第84号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきたいと思っております。

議案集の15ページをお願いしたいと思います。

本案は、平成18年3月1日に市町村合併により、合併前の旧ごみ袋を再販売するため、家庭系廃棄物の処分手数料に新たな区分を追加規定するものでございます。

条例改正の内容でございますが、第1条に武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。同条例第18条第1項において、一般廃棄物処理手数料を定めております。この別表第1中の燃えるごみ袋・中（30リットル）1枚につき25円を新たに追加規定するものであります。

第2条において、旧ごみ袋の再販売が終了後もとに戻すため、別表第1中より、燃えるごみ袋・中（30リットル）1枚につき25円を削除して、別表のとおりと定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行することとしております。

第1号では、第1条の規定については、公布の日から施行することとしております。

また、第2号では、第2条の規定については、旧ごみ袋の再販売が終了後、もとの条例に戻す時期を平成20年4月1日としております。

なお、具体的には、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、施行規則の第2条に指定袋等の規格を別表において規定しております。それぞれのごみ袋の種類、幅、長さ、材質、色、文字の色等を規定しておりますが、この別表に旧市町の規格のごみ袋を追加し、再販売できるように追加改正することになります。

また、旧規格の旧市町のごみ袋を買って市民の皆さんはごみ処分手数料を負担していただいておりますが、この際、販売店で販売する旧ごみ袋の価格につきましては、条例第19条の規定、これは一般廃棄物手数料の減免により武雄市廃棄物の処理手数料減免要綱を新たに設けて、ごみ処分手数料として減免後のごみの販売価格で販売することになります。その価格は、現行ごみ処分手数料の可燃物袋・中（30リットル）につきましては8割程度、其他のごみ袋については7割程度に処分手数料を設定し、住民の皆さんに買っていただくことでごみ処分手数料を負担していただくことで対応したいと考えております。

以上で第84号議案の補足説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第84号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第85号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第85号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本議案は、中小企業融資金貸し付けの連帯保証人の規定について改正をするものでございます。国の中小企業政策審議会において信用補完制度のあり方について検討がなされておりましたが、その中で、信用保証協会を取り巻く経営環境の変化や社会的な要請等を踏まえ、保証利用者の利便性の向上という点から、連帯保証人の徴求基準を緩和するよう見直しが行われました。このことから、佐賀県信用保証協会におきまして、市町村が活用する融資制度における連帯保証人制度が改正され、これに伴い本条例に定めている保証人の規定について改正をお願いするものでございます。

それでは、条例改正について御説明いたします。

第10条第1項第4号で保証人について規定しておりますが、借受人が個人の場合は原則として保証人は不要とし、法人の場合は原則として当該法人の代表者のみとするものでござい

ます。

なお、施行日につきましては、10月1日といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第85号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第86号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第86号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本議案は、保養村にありますモノレール「スカイバス」の使用期間及び使用時間を改正するものでございます。

それでは、条例改正について御説明いたします。

第3条第1号でございますが、使用期間の改正でございます。年中無休で運行がこれまでなされていましたが、平成15年度から平成17年度までの過去3年間のデータを分析してみると、3月から10月までで年間利用率は80%を占めており、曜日で見ますと土曜、日曜、祝日運行で80%を占めております。11月から2月にかけては利用数のゼロの日も何日もあり、非効率となっております。このため、運行を観光ボートに合わせ1月1日から4日まで及び3月1日から10月31日まで、この期間以外につきましては、土曜日、日曜日、祝日運行に改正するものであります。

次に、同条第2号の使用時間の改正でございますが、午前9時30分から午後6時までを午前9時から午後5時までに改正するものであります。

なお、この条例につきましては、周知期間を1カ月間設けておりまして、平成18年11月1日から施行することにいたしております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第86号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第87号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第87号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案集の19ページ、新旧対照条文については7ページでございます。

この議案につきましては、平成18年度の診療報酬の改定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

従来は、診療費の算定の基礎として、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準、この告示によってきたところでありますが、今回この告示が廃止をされまして、老人医療と医科診療報酬を一本化した診療報酬の算定方法、これが新しく告示をされたために改めるものでございます。

今回の改定につきましては、基本的な考え方として四つの視点から改定が行われておりますが、一つは、患者様から見てわかりやすく、患者の生活の質を高める医療を実現する視点、第2として、質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点、第3に、我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価のあり方について検討する視点、第4として、医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価のあり方に関する視点、これをもとに改定が行われているわけございまして、昨今の経済の動向、保険財政の状況等を踏まえ、診療報酬全体ではマイナス3.16%の改定率となっております。

また、入院時の食事に係る費用の算定につきましては、従来、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準という告示によってきたところでありますが、この告示も廃止をされ、新たに一本化された告示が公布されたために、従来は入院の食事療養費の単位が1日単位ということになっておりましたが、これが1食単位に改められたために改正するものでございます。

なお、施行は、公布の日からといたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第87号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第11．第88号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第88号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書20ページ、新旧対照表10ページ、例規集2ページ、1万8,088ページでございます。

この条例は、本年6月、消防の広域化推進のため消防組織法の一部が改正され、引用条文の条項にずれが生じたので、第1条中の「第15条の8」を「第25条」に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第88号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12．第89号議案 武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

第89号議案 武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例の補足説明を申し上げます。

議案集21ページをお願いします。

住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条により、何人も住所、氏名、生年月日、性別の4情報についての閲覧を市長に求めることができようになっておりましたが、近年の架空請求、オレオレ詐欺、振り込め詐欺の発生、大量の個人情報等の漏えいなど、大きな社会問題となっていることを踏まえ、国においては、第164回通常国会において法律の改正が行われたところでございます。

改正の主な内容について申し上げます。

改正前は住民基本台帳法第1条によりまして、先ほど申し上げました、何人でも市町村に

対し情報について閲覧申請することができるとなっておりますが、今回の法律改正によりまして、閲覧請求ができる団体、理由について、次のように法整備が行われております。

第11条では、国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のため必要がある場合、第11条の2では、個人または法人が統計調査、世論調査、学術研究、その他調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らし公共性が高い場合、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高い場合、営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち訴訟の提起、その他特別の事情による居住の確認として市町村が定めるものを実施する場合と定められております。

今議会に上程しております武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例につきましては、本条例の閲覧申請を拒むに当たって適用してありました住民基本台帳法第11条第3項、市町村長は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがある、また、請求がある場合、請求を拒むに足りる相当な理由がある場合が今回法律改正により削除されていること、法律により閲覧できる団体、理由が厳格に規定されたことにより、条例の閲覧の規制をしていたことについては十分対応が可能と考えますし、条例の制定の趣旨である市民のプライバシー保護については、住民基本台帳法の改正により可能と考えております。

また、本市においては条例を定めておりますが、条例制定の前後の閲覧状況をちょっと御報告申し上げさせていただきたいと思っております。

平成17年4月1日から武雄市、山内町においては住民基本台帳に関する条例が施行されております。（発言する者あり）済みません。そしたら説明させていただきます。

施行前の平成16年度は1年間、1市2町合わせて申請件数が44件、閲覧件数7,717件となっております。平成17年度は旧武雄市と山内町が6月議会でそれぞれ条例を制定しております。旧武雄市と山内町で条例制定前と後を比較してみますと、条例施行前の平成16年7月から平成17年6月までの1年間、9件の申請で2,208件の閲覧がっております。これはすべて商用目的の閲覧だったものが、平成17年7月条例施行後、平成18年3月まで4件の申請であり、4件の申請は報道関係と公用の申請となっております。

なお、旧北方町は条例制定がなく、住民基本台帳の適用による申請となっており、平成17年度中に商用目的による申請が10件でありました。また、平成18年度4月からですけれども、武雄市全体で8月まで5件の申請があり、2件が公用申請となっております。残り3件につきましては、条例の定めるところにより閲覧拒否をさせていただいておるところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明にかえさせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第89号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

非常に簡単な質問ですけれども、これは閲覧をですよ、例えば、個人名とかなんとか見らなくてもいいですけれども、じゃあ、武雄市で何名住基ネットに登録しているかと見るのは拒否できないわけでしょう。条例がなったらそれすらもだめなんですか。それがだめであれば、今聞いてね、何人住基ネットに、あなたを含めてですよ、部長を含めて登録をしてあるかどうか。国が一生懸命やれやれと言いますから、私みんなに呼びかけてやりましたよね。前田議員もされたし、私もやりましたよね。だから、住基ネットは私はね、何件かしかなければですよ、わざわざ条例をつくって廃止したりなんかするようなことまで必要かなということまで言いたくなるように、説明の割には内容的にですよ、という気がしてどうしようもないわけですよ。もちろん、1人であってもですよ、せにゃいかんです。法律上はせんといかんですけれども、それについては、例えば、人数の確認することもできないのかどうか、そこらをお願いします。（発言する者あり）基本台帳についてです。それはわかっていますよ。それに関連して私は話しているわけです。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

お答えします。

人数確認はされます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第13．第90号議案 市道路線の廃止についてから日程第15．第92号議案 市道路線の一部変更についてまでの3件を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第90号議案 市道路線の廃止について補足説明をいたします。

議案集の22ページでございます。それから、議案資料の1ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

今回廃止する路線は13路線でございます。県道武雄白石線と重複するものが2路線、これは資料1ページ、2ページに掲載をいたしております。

それから、鉄道高架事業及び土地区画整理事業の整備により、起点、終点及び路線の一部変更が生じるものが8路線、資料の3ページ、4ページでございます。

県との協議により、県道との接続部分が管理区間の見直しに伴い起点位置の変更が生じるものが1路線、資料5ページでございます。

それから、路線の一部が嬉野市塩田町の区域を通るため、終点位置の変更が生じ、平成17年8月30日に塩田町と市道認定について協議をし、平成17年12月19日、塩田町議会で道路法第8条第4項の規定により議決を受け承認され、道路法第8条第3項の規定によるものが1路線、資料6ページでございます。

前記路線の延長により終点部が接することにより、終点位置に変更が生じるものが1路線の計13路線を廃止するものでございます。最後の部分も資料6ページでございます。

次に、第91号議案 市道路線の認定についてでございます。

議案集の23ページ並びに24ページでございます。議案資料7ページから13ページになります。

市道認定路線は20路線でございます。主要県道武雄伊万里線バイパス工事が完了し、平成18年4月21日の供用開始に伴い、旧県道武雄伊万里線の一部を市道に認定するものが1路線、資料7ページでございます。

県道武雄白石線と重複する市道片白永島線の残区間にかかわるものが1路線、資料8ページでございます。

第90号議案で一たん廃止し、新たに認定するものが12路線、資料の9ページ、10ページ、11ページ、12ページでございます。

鉄道高架事業により整備された高架側道及び今後整備予定の高架側道、これが6路線、資料の9ページ、10ページでございます。

県営土地改良総合整備事業で整備され、市道中道線から分岐し、久津具船津地区を經由し、市道東久津具線へ通じる1路線、資料13ページ、これの合計20路線を認定するものでございます。

次に、第92号議案 市道路線の一部変更についてでございます。

議案集の25ページでございます。議案資料は14ページになります。

県道大木庭武雄線と市道溝ノ上線の終点部が重複するため、終点位置の変更をするものです。市道溝ノ上線は幹線道路として1級市道と位置づけており、一たん廃止すれば再度認定する場合、1級市道として認定できないなどの理由により、廃止を行わず路線の変更で対応するものでございます。

以上、第90号、第91号、第92号の議案について補足説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第90号議案、第91号議案及び第92号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第90号議案、第91号議案及び第92号議案は、いずれも建設常任委員会に付託をいたします。
日程第16．第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長
大庭総務部長〔登壇〕

第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正から成っております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ254,765千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ18,908,021千円とするものでございます。

それでは、内容について補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

4ページ、上段からの15款．県支出金では、2項．県補助金で総務費県補助金として合併市町村交付金を計上しております。20の事業に対する交付金の内示がなされたことに伴うものでございます。

5ページ、中段の16款．財産収入の2項．財産売払収入では、旧武雄市長車、旧山内町長車及び旧武雄市議長車のインターネットオークションによる売り払いに伴う補正を行っております。

次に、6ページ、上段の18款．繰入金では、県の合併市町村交付金や、この後御説明いたします前年度繰越金及び合併特例債の歳入での計上に伴い、財政調整基金繰入金及び公共施設整備基金繰入金を減額しております。

8ページの21款．市債では、合併特例債の起債額の内示がなされたことに伴い、合併特例債の内示があった事業のうち、32の事業分についての合併特例債を計上し、既決予算で措置していた従来の制度に基づく市債については、合併特例債への振りかえに伴い減額の補正を行っております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページでございます。

2款．総務費では、1項．総務管理費の4目．財産管理費で、庁舎1階多目的トイレ改修工事を計上しております。身障者用トイレを人工肛門等を使用されている方も利用しやすい

ように設備の改修を行うものでございます。

7目・災害対策費では、第80号議案で御審議いただきました国民保護協議会委員報酬を計上しております。

10ページの10目・合併対策費では、県の合併市町村交付金の交付額の内示があったことに伴い経費財源補正を行うとともに、同交付金を活用して実施する新市観光パンフレット作成、駐車場用地購入及び図書館電算システム購入の経費を計上し、鉄道高架下駐車場整備工事費の減額を行っております。このうち、駐車場整備関係費については、当初予定していた鉄道高架下を駐車場として使用することができなくなったことから、県の合併市町村交付金を活用し、駐車場用地として土地開発公社の保有地を購入することに伴い補正を行うものでございます。

次に、2款・総務費の2項・企画費でございます。

1目・企画総務費で工業団地適地調査委託料を、また、2目・地域振興費では市民の方に食育の大切さについて認識を深めていただくため、パネラーとして全国的に著名な料理研究家である服部先生を招いて開催する食育推進公開サミットに要する経費を計上しております。

13ページ、中段からの2項・児童福祉費では、公立保育園の民間委託に伴う保育所運営事業者選定委員会の委員報償費を計上しております。

15ページ、5目・浄化槽整備事業費では、武雄市生活排水処理基本計画策定業務委託料を計上しております。新市における統一の方針に基づく生活排水対策を推進するため、旧山内町、旧北方町を含めた基本計画を策定するものでございます。

18ページ、上段の7款・商工費では、1項・商工費の3目・観光費で、武雄流鍋馬の観覧席設置事業に対する武雄市お祭り振興会補助金を計上しております。

4目・観光施設費では、飛龍窯建設工事費を計上しております。老朽化した飛龍窯を財団法人日本宝くじ協会助成事業補助金を活用して、新しく整備するものでございます。

次に、19ページの8款2項・道路橋梁費では、4目・一般道路整備事業費で市道石木線道路改良に伴う測量設計業務委託料及び用地購入費を計上しております。

次に、22ページからの10款・教育費でございます。

3項・小学校費では、2目・教育振興費で「オンリーワン」のさが体験活動支援事業委託料について、県の委託料が決定されたことに伴う補正を行っております。

3目・小学校施設整備事業費の東川登小学校校舎大規模改造工事監理業務委託料については、計上誤りだったことにより減額を行っております。

23ページ、中段からの5項・社会教育費です。

2目の公民館費では、19節の負担金補助金及び交付金で「宝石箱コンサート」実行委員会補助金を計上しております。これまでの北方町公民館の文化活動事業を本年度は実行委員会を設けて開催することに伴い、当初予算で直接経費として措置していた報償費及び手数料を

減額して予算の組み替えを行っているものでございます。

5目・文化振興費では、財団法人地域創造からの助成金を受けて、武雄市文化協会に対して助成する地域の芸術文化環境づくり支援事業助成金を計上しております。

14款・予備費では、財源調整のため増額の補正を行っております。

次に、予算書の1ページに戻っていただいて、第2条の債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の債務負担行為の補正は追加でございます。旧山内町及び北方町の地籍調査のデータを電算処理できるよう数値化する過年度地籍数値情報化業務委託について、本年度に旧山内町分、平成19年度に旧北方町分を行う計画ですが、それぞれ各年度に分けて契約を行うよりも一括して契約を行う方がコスト面及び事務の効率面から有利であり、本年度から平成19年度までの2カ年度にわたる契約を締結して実施するために、同業務委託料について債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、予算書の1ページに戻っていただいて、第3条の地方債の補正について御説明いたします。

今回の地方債の補正は、合併特例債の起債額の内示がなされたことに伴い、地方債の追加及び変更をするものでございます。

補正予算書の7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページから8ページには地方債の追加の内容について記載しておりまして、合併特例債を活用していく事業ごとの合併特例債の起債限度額を定めるものでございます。

9ページには地方債の変更の内容について記載しておりまして、当初予算で従来の制度に基づく起債を定めていた事業について合併特例債に振りかえることに伴い、限度額を減額するものでございます。

以上、第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第93号議案に対する質疑を開始いたします。

本議案につきましても質疑の通告がっておりますので、通告順に発言を許可いたします。

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、市長の提案事項説明、つまり市長演告の中の2ページ、公用車購入でございますけれども、「購入予定の公用車は、災害時に出勤可能な車に特化させ、既決予算の範囲内
既決予算の範囲というのは3,200千円だと思っておりますけれども で購入することにいたしております」と。つまり、今まで四駆でハイブリッドの4,750千円やったですかね、このこと

を3,200千円の車を買うと、こういう提案だろうと思いましたが、実は議長の方に、せんだって演告について質問したいと申し入れをしておりましたけれども、残念ながら認めてもらえませんでしたので、あえてここで質問をしたいと思います。

と申しますのは、議案の取り扱いについて質問したかったわけでございます。今後は、せっかく議会は通告制を設けたわけでございますので、通告があればやはり認めるという方向にさせていただきますよう要望しておるところでございます。

さて、本議案は、さきの6月定例議会で賛否をもって議決した第63号議案に関連して一事不再理の原則が働くわけでございますけれども、それはもちろんのことです、この取り扱いによっては一事不再議の適用を受けると、こういうことになりかねませんが、まず、議案の取り扱いについてどのように考えておられるのか、お伺いするところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時48分
再	開	11時55分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部、答弁を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

6月の予算につきましては、総務管理費の中で節の備品で3,222千円を計上しておりました。オークションにかけて下取り価格を上回れば組み替えをするというふうなことでお答えをしておったかと思えます。

今回、歳出につきましては、市長の判断で6月の既決予算の範囲内の金額で購入するというところでございましたので、歳出については計上しておりません。歳入につきましては、5ページの16款・財産収入の2目・物品売払収入として3,144千円を計上させていただいているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

市長、答弁はいいですか。

〔市長「いいです」〕

いいですか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

再質問ですけれども、先ほど私が申し上げたのは議決の効力についてですよ。議決されているわけですから、いわば金額的には違いますけど、4,750千円になりますかね。下取り

を入れていると言われているわけでしょう。その予算組みじゃないわけです、今度は。だから、前の効力が生きていますので、再理にすれば違いますよ。一度決めたことが議会でくるくる変わるといのはあり得ないわけでしょう。何ら執行部から説明もない、何もないうまま、訂正もないまま今度出しておるわけでしょう。こういうことはあり得ないと。だから、前の議会、生きていくということでしょう。

だから、裁判所は一事不再理の原理とあるよ。これは憲法で保障されていますね。議会もそれに似たような一事不再議の原則とありますよ。これは長と議会が違った場合、違った場合でもその会期は出せないわけでしょう。だから、長と議会が一致したわけですよ。一致したのが変わっているわけでしょう。それを何ら前の効力を消さずに、前の議決を消さずに、知らん人がほとんどおる中で改めて出ることがあり得ないと、取り扱い上。

いいことですよ。市長がね、まあ、4,750千円をいろいろ考えて3,200千円に下げている、そのことを言っているんじゃないです。議会は生きていますので、けんけんがくがくお互い賛否討論しながらやったわけですよ。あなたおっしゃったんですよ、ハイブリッドカーの方がいい。読みましょか、議事録ありますよ。持っているでしょう。それが変わったなら変わった以上、ちゃんと手続をしなければ、これがもし可決されたらですね、一事不再議に触れますよと、議決の効力に触れますよと。議会で一度決めたことは再び審議しないと。常識ですよ。

ただ、長と議会が違った場合はね、会期不継続の原則、いろいろありますから、次の議会に出すことができると。長と議会と一緒に決めてのが変われば、ちゃんと事由を言うて議会にちゃんと話をして、そして提案しなければですね、提案相手は引っ込められないでしょう。それが通るとは何でもありですよ、今から執行部は。そんなことはしかし絶対やってはいかんことじゃないですか。（発言する者あり）だから、手続上で……（発言する者あり）後で言いなさいよ。やめていいよ。そういうことはちゃんとしなければこうなりますよということじゃないですか。言論の府でしょう。これがテレビで流れたらどうなりますか。議会でよかごと言いよると、この前「うん」と言うて、今度「いんにゃ」と言いよると、そうなるでしょう。でたらめでしょう。これをでたらめと思わなければ言うてください。

〔27番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）

ただいま市長の方に説明を求める発言がありましたけれども、内容について私にちょっと理解できない部分がありましたので、この際休憩をしていただいて、午後に改めてこれを取り上げていただいたらどうだろうかというふうに思いますが、よろしく取り計らいお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

ここで1時10分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	12時
再	開	13時37分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで議事の都合上、2時10分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	13時38分
再	開	14時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

29番議員の質問に対して執行部の答弁を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

公用車の購入に関しましては、6月議会において災害対応が可能なハイブリッド車の購入を議決いただきましたが、市民感情、議会などのいろいろな、さまざまな声に耳を傾け柔軟に対応することとし、私自身、災害対応に重点を置くところとしたところであります。この方針につきましては、この9月議会での私の演告において表明をいたしました。事前の説明が不足しておったと思っております。今後は、全員協議会の開催をお願いするなど、事前の報告を心がけてまいりたいと考えております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいま市長の方からいろんな議会の考えをかんがみ、これはわからないんですけど、市民感情を見て買いかえることにしたということで、このことはいいんです。このことは何も言っていないわけですね。ただ、予算上、今議決されているのが四駆のハイブリッドカーでございますので、その議決項目に対して6月議会では賛否両論沸き起こったわけです。しかし、どうしても四駆のハイブリッドカーを買う、ハイブリッドカーはむしろ高く見えるようだけど安くなると、環境に優しいと、そういうことで議決しておりますので、その議決に対して、一回やはり議会に諮って承認というのですか、議決しておりますので、そのことを承認を受けて買いかえますよということではなければ次に行けないでしょうと。そうしなければ一事不再理の原則ですね、一度決めたことは覆らないという原則、それとまた、議会においては一事不再議 一事不再議というのは本来、長と議会が違うときに市長が1回出して議会から例えば否決されたら、そういうときには次の議会に会期不継続の原則でありますので、次の会に提案が出されますよという原則があるわけです。こういう会議規則を考えたときに、

今、前の議決が生きておりますので、四駆でハイブリッドカーと生きておりますので、そのところに今度の提案が、それが入っていない予算を出すということが一事不再議に触れますし、一事不再理の原則に触れますよと、このことに対してどうするのかというのが問題ですので。

今、市長のその方法はいいですよ。だから、取り扱いについて、それはもう触れますよと。これを否決すればいいですけど、否決されないでしょう。だから、取り扱いを間違えば大変なことになりますよということで論議しておるわけですから、そのことについてちゃんと取り扱いはこうなんであるということがわかれば私も理解しますが、とてもじゃないけど、今の場合は理解できないというのが現実でございます。

〔30番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

今の問題で29番議員が御指摘になったように、問題は前に既決した予算の執行についてのことの明確な判断、報告、それからまた現在、具体的にそれを否決するということができんわけですから、既にもう執行されているものと思って、あるいは執行されるべき議決を前しているわけですからね。だから、議会と執行部の意向が一致した形で要するに可決をされているわけですから、その取り扱いについて明確にしておかんと法律上の問題が出てきたときにですよ、何のために今度はこの9月議会でそういう論議をし、議決というのですか、そういうふうな予算措置についてしたかという問題等が出てまいります。

だから、ハイブリッドカー云々の問題については、今の市長の答弁の中にあつたように、要するに市民感情、あるいは議会の反対のそのときに意見として出てきたものを参酌して、そして、考えを変えてこうなったということであれば、それはそれで一つの考え方でしょうから、それは別個の問題として、今の議決した予算の、いわゆる措置の仕方について明快な法律上の解釈をですよ、法制局を担当する方から出してもらって、それについて理解が進められたら審議に入れるかわかりませんが、だからその問題があるからですよ、それを明確にするために、さらに休憩してでもですよ、そこがすっきりすればあとは進むんじゃないかという気がしますけどね。それについての御配慮は、議長において計らっていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

わかりました。

ただいま議事進行で私の方に申し出がありました。1回議決したものをこういうふうに変えられるのかということの内容についての御説明と、特化させたということについての明確なる答弁を執行部に求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

一事不再理の原則は、私も総務省におりましたので、また十分に調べ、聞いてみたところ
であります。私自身、その一事不再理といった場合に、例えば、この場合は市民の権利・義
務に関する事、これについて大きく覆す、あるいはもう一回それを蒸す返す、これについ
ては一事不再理、その範疇で私もそういったことはしないし、できない。説明抜きにそうい
ったことをやるというのが私は地方自治法上の一事不再理の原則だというふうに観念をして
おります。

その上で、今回の件であります。私は、先ほど市長として反省の弁を述べたところであり
ます。これに関して私は説明が十分ではなかったと。その部分で私は個人的に言えば、この
演告の部分で説明はしたのかなというふうに思いましたけれども、種々の御指摘を賜り、こ
れは全員協議会等でやっぱり説明をすべきだったと。その上で説明をし、予算の範囲内で私
は今回の件でお話をし、質問等で答えているところであり、これは狭義でいうところの一事
不再理の原則には私は当たらないのではないかと。これは解釈、観念の違いがあります。こ
れが場合によっては司法の場に持っていかれたときには司法は司法としての判断があるで
しょう。しかし、行政権を預かる私としては、これは一事不再理には当たらない、このよう
に観念をしているところであります。

それでは、これが議会としてどういうふうな話になるのか。　それでは、普通地方公共
団体がこのような場合にどういう手続があるかといったことに関すれば、地方自治法上の第
97条というのがあります。これは選挙及び予算の増額修正という修正の項があります。この
中で、議会は予算について増額してこれを議決することを妨げないというふうに書いてあり
ます。したがって、私は執行権を有する長であります。この長の相手方は皆様方、議会総体
であります。議会の総体が予算について増額して、これを議決することを妨げないというふ
うにありますので、そういったときの担保の制度としてこれがあると。これは事後的にも私
が今回出したことに対して議会の総意として、じゃあこれはいかななものかといったこと
に対しては、こういう手続の道が開かれているということを紹介させていただきたいというふ
うに思います。

以上でございます。

〔30番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

私があえて議事進行で申し上げたものは、要するに、前に議決したものに対する判断、解
釈の仕方の問題と、今、市長が説明になったことは、これは議会独自で判断する問題でござ
いますので、それは私は市長の御意見としては議会で聞いても結構ですけれども、議会その

ものが判断すべき内容だと思えます。

ですから、私はあえてそのことについては精査をする時間が必要だから休憩をされたいという含みを持った発言を議事進行で申し上げたつもりでおりますが、そこらについての、結局、これをそのまま今度ストレートに議論をしまいと、そのことで時間ばかりかかりますので、配慮については議長において御判断いただきたいと思えます。(発言する者あり)

議長(杉原豊喜君)

執行部、29番議員には最後の答弁です。

[29番「もとに戻っぎ3回終わるといことはやめてください。あくまでも議決のことについて話をしておるんですね」](「ちょっと休憩ばしゅう」と呼ぶ者あり)

暫時休憩をいたします。

休	憩	14時26分
再	開	16時49分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

議事の途中ですが、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延	会	16時50分
---	---	--------